

広陵町男女共同参画行動計画の策定基本方針

1. 趣旨

男女共同参画社会基本法
(平成11年)

女性活躍推進法
(平成27年)

「広陵町男女共同参画行動計画」

平成30年3月
策定予定

- 策定に当たっては、時代の潮流や社会を取り巻く環境の変化を見据えるとともに、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次男女共同参画計画」を踏まえ、町の特徴や課題をとらえたものとする。
- 計画により、男女共同参画及び女性活躍に関する基本方針を打ち出し、具体的事業に反映する。

2. 計画目標

「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会を目指す」

3. 計画期間

10年間（平成30年度～39年度）
※5年をめぐりに計画の見直し

4. 策定留意点

分権・協働の時代において、策定に当たっては前期基本計画策定時と同様に以下の点に留意する。

(1) 住民参加・住民協働

→行政主導で枠組みや原案を策定し、事後に部分的に住民の意見を聴くのではなく、原案策定の段階から住民参加を図り、行政と住民の協働により策定する。

(2) 職員の主体的な参画

→各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるため、職員で構成する「広陵町男女共同活躍推進委員会」と「広陵町男女共同活躍作業部会」を設け、計画の検討・策定を行う。

(3) 数値目標による進行管理（評価）

→課題に的確に対応する重点施策や成果指標等を設定し、達成度や進捗よく状況を把握・評価する。

5. 策定作業とスケジュール

■町の現状と課題の整理、計画の策定

- ① 町による検討素材の作成を行うため、町民アンケート等で得られた意見・提案を反映
- ② 審議会による審議等、パブリックコメントの実施

■スケジュール（資料4）